

総 税 都 第 1 5 号
令 和 2 年 4 月 1 日

各道府県総務部長
東京都主税局長 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正について

「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日付け総税都第20号）の一部を別添のとおり改正しますので、適切に対処されますようよろしくお願いいたします。

（改正理由）

電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置については令和2年3月31日をもって廃止されたことから、同特例措置に係る規定を削除するなど、所要の改正を行うもの。

(十二) ~ (十四) 略

(十三) ~ (十五) 略
